

高知県における土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の構築に向けた枠組み

高知県土木部砂防課 石塚 忠範、藤原 一司（現和食ダム建設事務所）
 藤原 守男（現中央東土木事務所）、○武田 悦寿
 財団法人砂防フロンティア整備推進機構 三木 洋一、早川 智也

1 はじめに

高知県は県土の80%以上を山林が占めており、住宅地は谷の出口や斜面に張り付くように広がっている。平成16年には「早明浦豪雨」の台風10号をはじめ5つの台風が上陸するなど、毎年のように土砂災害を被っており、さらに今後30年以内に50%の確率で東南海・南海地震が発生すると予想されている。

近年多発する土砂災害と東南海・南海地震への関心から、住民の防災意識は高まってきている。この防災意識の高まりを地域防災力の向上につなげていく取り組みが重要と考えており、平成18年3月末に県及び市町村の役割や事例を「高知県土砂災害警戒避難に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）として取りまとめたので、その内容について報告する。

2 高知県の目指す警戒避難体制の枠組み

平成13年に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）は、警戒避難体制についての取り組みを市町村に義務づける内容となっている。しかし、法指定のみでは住民一人一人の防災意識を高めることまでは難しい。そこで、土砂災害防止法の指定を契機として県、市町村及び地域が一体となり、警戒避難体制の構築を図り、地域防災力の向上を実現するための方策として、図-1に示すような取り組みを行って行くこととした。

警戒避難体制構築の主体となるのは市町村であり、情報伝達体制をはじめとした警戒避難体制に関する事項を定め、地域防災計画に反映するとともに、その内容を住民と共有するための手段として、ハザードマップの作成、配布が法律により義務づけられている。

ただし、ハザードマップの配布の

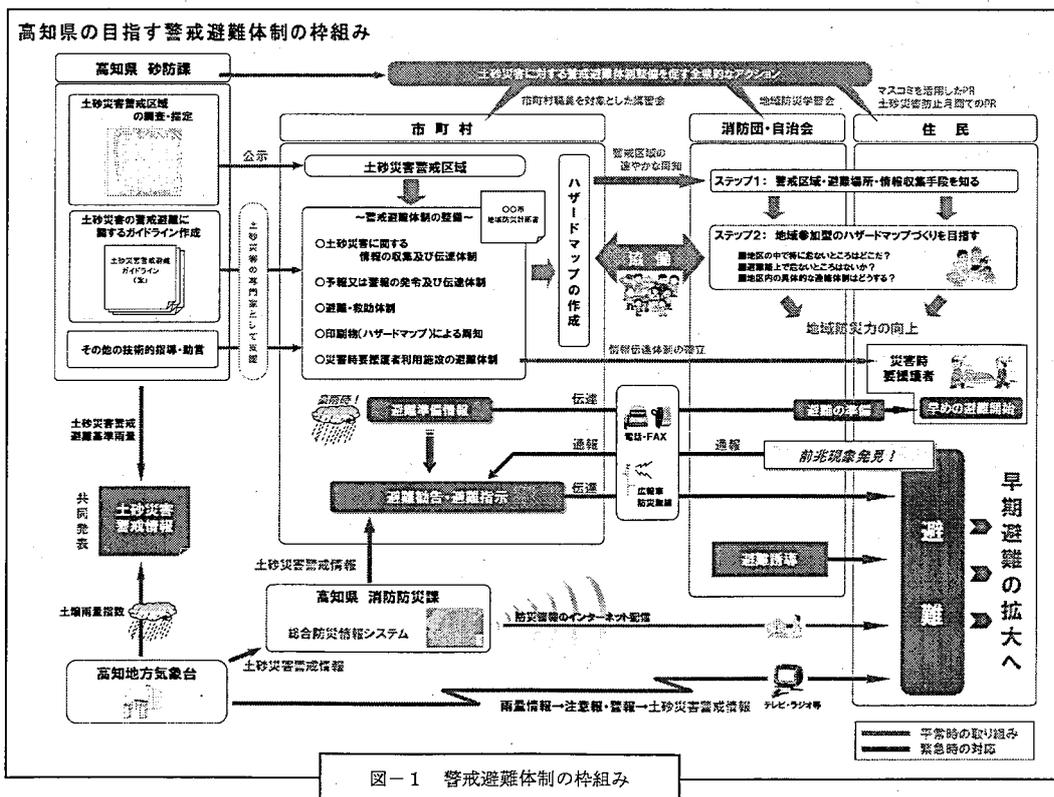


図-1 警戒避難体制の枠組み

みでは直ちに実際の避難行動に結びつかないことも考えられるため、段階的に住民参加型のハザードマップの作成へとつなげていくことが重要と考えている。地域のきめ細かな情報を盛り込み、住民の愛着のあるものに仕上げていくことで、地域における警戒避難体制を、より実効性を伴った形で機能させることが可能に

なると考える。

このような市町村と地域との協働を実現していくうえで、県が果たす役割は非常に大きなものとなる。土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を指定し、住民に明示することは当然として、土砂災害の専門家として市町村への支援、住民への周知啓発についても重要な施策となる。土砂災害に対する警戒避難体制整備を促す全県的なアクションとして、マスメディアを利用した広報や土砂災害防止月間イベントの開催、地域や学校にお

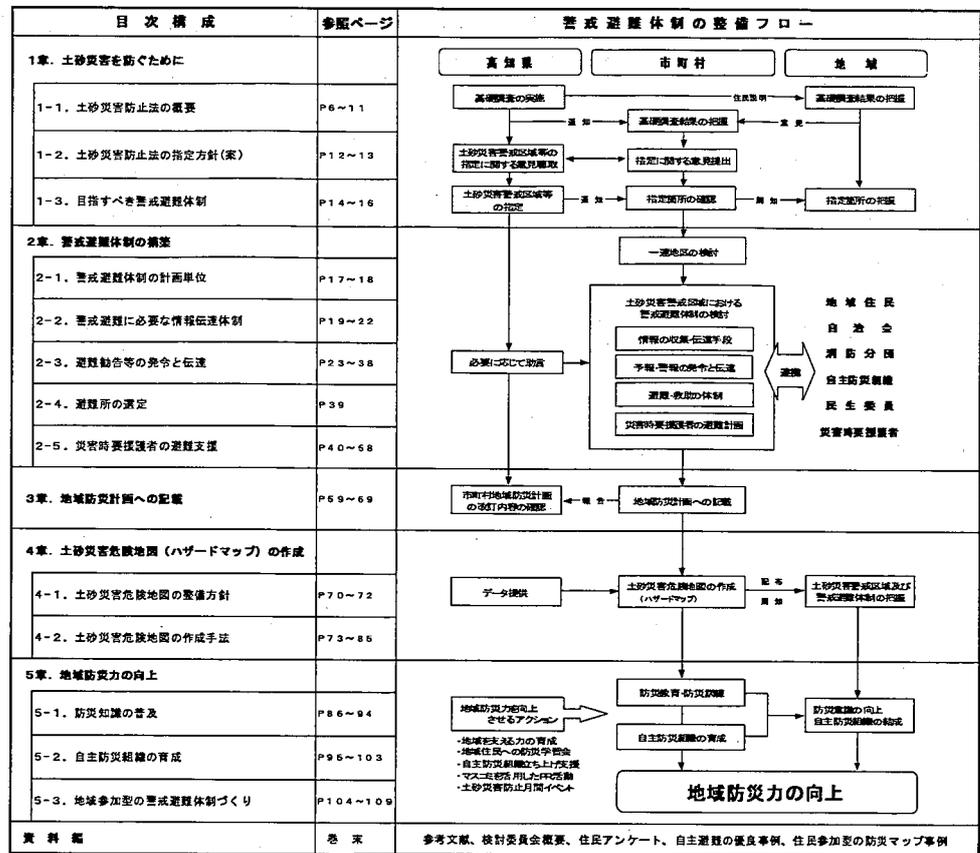


図-2 ガイドラインの概要

ける防災学習会等を広く行うことにより、土砂災害防止に対する地域の自主的な取り組みを促していくこととしたい。

また、構築した警戒避難体制を有効に機能させるためにも、緊急時の情報の伝達、共有が重要であり、平成18年度中には市町村が避難勧告等を発令するための指標として、土砂災害警戒情報を県と気象台が共同で発表するほか、土砂災害警戒避難基準雨量情報についてHPで情報提供していく予定である。

3 土砂災害警戒避難に関するガイドライン

上記の取り組みを具体的に実現していくための指針として、ガイドラインを作成した。土砂災害警戒区域の指定から、地域防災力の向上へとつなげる具体的な取り組みを、県、市町村及び地域が果たすべき役割とともにフローで示し、各段階でその考え方と参考とすべき事例が参照できる構成とした(図-2)。ガイドラインにより、土砂災害防止に向けた取り組みをそれぞれの地域で行うに際して、目指すべき取り組みの方向、目標が共有されることとなる。住民参加型の取り組みは一朝一夕に実現するものではなく、各地で段階的に地道に取り組むことが必要となるが、その意味で目指すべき目標をガイドラインとして示される意義は大きいものと考えている。

4 今後の取り組み

平成18年3月に高知市、土佐市で土砂災害警戒区域の指定を行ったが、今後順次広げていく予定である。高知県は高齢化率が25%と高く、特に中山間部ではその比率が極めて高い状況がある。今後さらに高齢化が進み、災害時要援護者を支援する人も要援護者という事態が予想され、地域防災力の低下が懸念されている。防災リーダーの育成として消防団、民生委員等への講習会、次世代の担い手である児童への防災教育を実施し、広く長く取り組みを続けることが重要と考えている。県や市町村の行政施策のみで自然災害から住民の生命を守ることは困難であり、ガイドラインを通じて住民やNPO等と連携し、防災協働社会の形成につなげることで、安心して暮らせる地域づくりに努めていきたい。